

交付金の上限額について

交付金の上限額は下表の交付単価に基づいて計算します。

1. 森林経営計画作成、施業の集約化に対する支援

支援の内容	交付金の算定の基礎となる森林	
森林経営計画の作成	森林経営計画作成の同意が得られた森林	4,000円/ha ※2
集約化間伐の同意取得	間伐を実施することの同意が得られた森林	15,000円/ha
森林境界の確認	森林境界の確認等が実施された森林	8,000円/ha

- ※1：これらの支援を組み合わせることで実施した場合、それぞれの単価を合計した金額の交付を受けることができます。
※2：不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は7,000円/ha（それと合わせてGPSを活用した境界の確定を実施する場合は15,500円/ha）が加算されます。
※3：「集約化間伐」とは5ha以上かつ平均10m³/ha以上の搬出を伴う間伐を指します。

2. 森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

支援の内容	交付金の算定の基礎となる森林
既存路網の簡易な改良に対する支援	上記1の活動を実施するための協定が締結されている対象森林 2,500円/ha（森林経営計画の対象とされていない森林） 3,000円/ha（森林経営計画の対象とされている森林） 5,000円/ha（森林経営計画の対象とされている森林であって、林班面積の1/2以上を占めている場合）

- ※1：金額については、国費のみを記載しています。地方公共団体（都道府県・市町村）からの交付額については市町村等の担当者にお尋ねください。
※2：交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に入れて含めることができます。また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

平成27年度版

集約化の取組を応援します

～森林整備地域活動支援交付金制度～

小規模で分散している森林をとりまとめて、一体的に施業などを行う集約化を進めることにより、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。

この集約化に必要な所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどにかかる手間暇、経費について森林整備地域活動支援交付金で支援します。

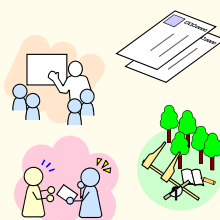
「活動にかかった経費」に含めることができるもの

活動に要した人件費、燃料費、資材費、通信運搬費などを含めることができます。

交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に含めることができます。

また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

※本活動にかかった費用に係る交付金の交付に当たっては、その根拠となる出役簿、領収書、費用計算書などの整備・保存が必要です。



手続きについて

交付金の交付までの流れは次のとおりです。

- ①市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- ②その協定に基づき活動を行います。
- ③活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- ④市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます。

市町村と協定を締結

活動実施

活動実施結果の報告

交付金の交付

【詳しくは、こちらまでご相談下さい】

- ・市町村、都道府県の林務担当
- ・林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班（TEL：03-3501-3845）

支援の対象となる活動（対象活動）

計画作成や施業集約化に必要な下記①～④の活動や、これらの活動を行うために必要な事前準備・調整や資料作成、活動後のとりまとめなどが支援の対象となります。



①森林情報の収集活動 ※森林経営計画作成時の活動に限ります。

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業です。
例えば、森林簿や登記簿などから情報を収集・整理する作業や、森林の現況確認などが含まれます。



②森林調査

施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査です。
例えば、施業予定地で行う、樹種、樹高、胸高直径などの調査や、施業に使う路網の線形を決定するための調査などが含まれます。



③合意形成活動

森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成をはかるために必要な活動です。
例えば、森林所有者などに対する説明会やダイレクトメールの送付、現地案内や森林経営計画案・施業提案書により森林所有者に説明して合意を取り付ける活動などが含まれます。



④境界の確認

施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の確認を行う作業です。



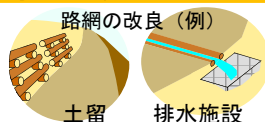
○不在村森林所有者情報の取得（森林経営計画作成促進）

不在村森林所有者の現地立会いやGPSを活用した境界の確定などが含まれます。

※各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や施業集約化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援できるものとなっています。

森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備(対象活動)

森林経営計画の作成や施業の集約化を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良(木製の横断溝、土留、洗い越し等)に対して支援します。



支援の対象者について（交付対象者）

対象活動を実施しようとする森林所有者、森林組合、事業者などが対象となります。
なお、活動を実施するためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた協定を市町村長と締結する必要があります。

活動メニューと対象となる森林について

支援は4つの活動メニューに分かれており、メニューごとに活動の対象とできる森林が異なります。

メニュー名	支援内容	活動対象にできる森林
森林経営計画作成促進	森林経営計画を作成するために必要な活動を支援します。 ※計画作成時に計画期間内の間伐実施の合意形成を済ませる場合は、そのための活動も支援します。	森林経営計画が作成されていない森林
施業集約化の促進	集約化し間伐を実施するために必要な活動を支援します。	森林経営計画が作成された森林等
森林境界の確認	森林境界の確認に必要な活動を支援します。	森林境界が不明瞭な森林
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備	施業集約化等を進める上で必要となる作業路網の簡易な改良を支援します。	上記「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」又は「森林境界の確認」の協定対象森林

(※「森林境界の確認」は平成27年度から単独メニュー化)

交付金額

活動の対象となる森林内で行った対象活動にかかった経費（活動経費）を、各支援メニューで定められた交付金の上限額の範囲内でお支払いします。

○活動経費と交付金上限額の計算について

